

《排水設備工事費の融資あっせんに関するQ&A》

Q 排水設備設置や水洗便所への改造工事を行なう場合は、融資制度があるときありますが、どんな制度ですか。

A 排水設備設置と水洗便所への改造工事をする方が改造資金を銀行から借りた場合に、市がその利子を全額支払い融資を受けた方は無利子となる制度です。

Q いくらまで借りられますか。

A 1戸建ての建物は90万円以内となっています。ただし、排水設備を設置して水洗便所に改造するための融資ですので、その費用が70万円であれば70万円以内の融資額となります。

Q アパートなどはいくらまで借りられますか。

A アパート、共同住宅は、水洗大便器を設置する戸数1戸について50万円までで、融資戸数の制限はありません。

Q だれでも借りることができますか。

A 市税や受益者負担金を滞納していない方が借りることができます。また、個人、団体、会社でも融資を受けられます。その他については融資機関の条件によります。

Q 融資を受けた場合、償還期間などはどうなりますか。

A 償還期間は5年以内となっています。90万円の融資額で償還期間を5年とした場合、毎月の返済額は、15,000円ずつとなります。

Q 融資の申請方法、必要書類はどのようになっていますか。

A 市の下水道課に申請書を提出していただきます。申請書には、申請者の市税の滞納していない証明書、印鑑証明、前年の所得証明と、工事費の見積書を添付していただきます。